

## 和解協定書

申立人三多摩合同労働組合及び同幹福社会分会（以下、併せて「組合」という。）と、被申立人社会福祉法人幹福社会（以下「法人」という。）とは、都労委令和元年不第88号事件（以下「本件」という。）につき、下記のとおり協定する。

### 記

- 1 組合出席人数等を巡る問題により団体交渉が約半年間にわたり開催されず、本件申立てに至ったことにつき、今後、このようなことのないよう留意する。
- 2 組合と法人とは、相互の立場を尊重しつつ、以下の条件を基本として今後誠実に団体交渉を行い、良好な労使関係の構築に向け努力する。
  - (1) 出席人数は、双方とも当面の間は10名以内とする。

出席者は、議題に応じた回答を行える者を出席させるよう努める。
  - (2) 時間は、1回につき1時間半を目安とする。次回の議題を確認する時間はこれに含めない。
  - (3) 毎回の団体交渉終了時に次回の議題を確認した場合、または、次回団体交渉の申入れがあった場合、法人は、1週間以内に、申入日から4週間以内の複数の候補日を提案する。組合は、次回団体交渉の申入れを行った場合、速やかに議題を明らかにする。
  - (4) 当事者間の電話連絡や書面でのやりとりについては、取り次ぎを拒否しないなど、双方とも誠実に行う。
  - (5) 記録は、双方がそれぞれ行う。
- 3 法人は、組合員からの労働条件の問い合わせに対して、他のケアスタッフからの問い合わせと同様の説明をし、真摯に対応する。
- 4 36協定等締結に伴う労働者代表の選出に当たっては、労働基準法及び関連法令に則り適切に対応する。
- 5 組合と法人は、相互に相手方を誹謗中傷する行為を行わない。
- 6 組合は、本協定書締結次第、速やかに本件申立てを取り下げる。

令和3年3月31日

申立人 三多摩合同労働組合

執行委員長

中山 善博

会計執行委員

村よ弘樹

申立人 三多摩合同労働組合幹福社会分会

分会長

谷 卓哉 谷 卓哉

被申立人 社会福祉法人幹福社会

理事長

野口 俊彦 野口 俊彦

代理人弁護士

藤田 武俊

立会人 審査委員

菊池 馨実 

労働者委員

佐藤 重己 

使用者委員

加藤 節夫 